

# 産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

報告事項件名	頁
(1) 令和4年度産業経済部 主要施策の進捗状況について	2
(2) 地域経済活性化基本計画中間見直し案に関するパブリックコメントの受付状況について	6
(3) 緊急経営資金（新型コロナウイルス対策資金）の受付状況について	8
(4) エネルギー価格高騰に伴う支援金の創設について	11
(5) 「光の祭典2022」の実施内容について	13

(産業経済部)



## 2 事業者の課題解決と経営意欲の「底上げ」

コロナ禍で苦しむ区内事業者の課題解決と経営意欲の向上等を図るため、新たな支援施策として設置した「事業者なんでも相談員」と「ウェブ活用アドバイザー」の4月～10月の相談実績を以下のとおり、報告する。

### (1) 事業者なんでも相談員（1名）

#### ア 相談実績（件）

	訪問	電話	窓口	合計
4月	6	4	1	11
5月	5	6	2	13
6月	5	5	3	13
7月	5	2	0	7
8月	14	3	1	18
9月	9	10	2	21
10月	5	5	2	12
合計	49	35	11	95

※ 原則、事業者を訪問し、伴走支援で1件ずつ丁寧に対応

#### イ 主な相談内容と対応

- ・ 親の会社を事業承継したい。どのような手順が必要か。

（対応）

現社長の退職金の算定から着手し、その後、事業譲渡の流れになることを説明。事業価値算定、事業譲渡契約で専門家の力を借りること、また利用可能な補助金等を案内した。

- ・ 集客したいが、どうしたら良いかわからない。

（対応）

顧客ターゲットを絞るため、マーケティングの考え方の講義を複数回かけて実施した。

#### ウ 飛び込み訪問と事業周知

- ・ チラシ配布件数（累計） 121件

※ うち、経営者と話ができた件数 45件

(2) ウェブ活用アドバイザー（1名）

ア 相談実績（件）

	訪問	電話	窓口	合計
4月	14	0	1	15
5月	16	1	1	18
6月	19	0	1	20
7月	11	13	6	30
8月	10	5	1	16
9月	10	5	4	19
10月	10	5	4	19
合計	90	29	18	137

イ 主な相談内容と対応

- ・ SNSの投稿内容についてアドバイスしてほしい。

（対応）

イベント等のタイミングに合わせた投稿やフォロワーへの提案型の投稿等、受け身にならない発信を心掛けるようアドバイス。SNSの運用方法について、伴走支援を継続していく。


- ・ ネットショップ開設方法についてアドバイスしてほしい。

（対応）

SNS連携の設定や効果的な商品アップデートの仕方等、アドバイス。事業者自ら更新できるよう伴走支援を進めていく。

### 3 コロナ禍により落ち込んだ区内の「消費喚起」

区制90周年記念事業として、コロナ禍の影響を受けた区内経済の消費喚起策を実施し、1年を通じて行う切れ目のない経済支援について進捗状況を報告する。

(1) 「キャッシュレス還元祭de90周年事業」

ア 概要

実施期間	令和4年11月14日～12月31日
対象店舗	足立区内のPayPay加盟店舗のうち、大手事業者（資本金5,001万円以上の法人が運営する店舗およびFC店舗）を除く。
ポイント付与対象者	年齢・居住地等不問
予算額	15億1千5百万円余（当初予算額8億8千5百万円余、第3号補正予算額6億3千万円余）
付与率	30%
付与上限	3,000ポイント/回 20,000ポイント/期間 1ポイント=1円相当

イ 常設サポート窓口の開設

スマホやキャッシュレス決済に不慣れな方へのキャンペーン周知と丁寧な事業案内のため、常設サポート窓口を設置する。

(ア) 場所・期間 (全17カ所)

- ・ 生涯学習センター、地域学習センター (13カ所)、千住河原町住区センター、勤労福祉会館  
期間：令和4年11月10日～12月9日  
時間：9：00～17：00 (平日のみ ※ 土日祝、休館日等除く)
- ・ 区役所1階アトリウム  
期間：令和4年11月10日～12月28日  
時間：9：00～17：00 (休日開庁日は9：00～16：00)

(イ) サポート内容

- ・ スマホ決済の説明、操作方法、アプリダウンロード補助
- ・ 足立区公式LINE、A-メール、足立区防災アプリの勧誘、登録補助

(ウ) 周知

あだち広報(11月10日号)、公社ニュース「トキメキ」(11月号)、SNS発信、町会・自治会掲示板等

(2) 「第2回㊦レシート de 90周年事業」

ア 事業スケジュール

店舗募集	令和4年12月
申請セット配布	令和5年 2月
キャンペーン期間	令和5年 3月22日～5月21日
申請受付	令和5年 3月22日～5月22日 (消印有効)
商品券発送期間	令和5年 3月～6月 (予定)
協力金振込期間	令和5年 7月 (キャンペーン終了後、順次)

イ 店舗募集

(ア) 受託事業者決定後、事業者による訪問・ポスティングの店舗募集活動を開始する。

(イ) 足立区商店街振興組合連合会加盟の商品券取扱店は1回目と同様に自動登録とする。

(ウ) 公社ニュース「トキメキ」12月号掲載

ウ 周知

あだち広報 (3月10日号予定)、SNS発信、町会・自治会掲示板等

問題点  
今後の方針

令和4年度に新設した「事業者なんでも相談員」及び「ウェブ活用アドバイザー」は今後、利用者に対して満足度調査を実施する予定である。

今後も意欲的な事業者の支援による「突き抜け」、事業者の課題解決による「底上げ」、区制90周年と連動した「消費喚起」の三本の柱を丁寧に展開し、地域経済の支援を複層的に行っていく。

# 産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

<p>件名</p>	<p><b>地域経済活性化基本計画中間見直し案に関するパブリックコメントの受付状況について</b></p>
<p>所管部課</p>	<p>産業経済部 産業政策課</p>
<p>内容</p>	<p>現在、中間見直しを行っている地域経済活性化基本計画について、区民から広く意見を募集し、策定に反映させるため、パブリックコメントを実施した。</p> <p>意見等の受付状況について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 パブリックコメントの実施について</b></p> <p>(1) 実施期間 令和4年9月28日（水）から10月27日（木）まで</p> <p>(2) 公表方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区ホームページへの掲載</li> <li>・ SNSによる周知</li> <li>・ あだち広報掲載</li> <li>・ 産業政策課、政策経営課、区政情報室、中央図書館、各区民事務所における配布</li> </ul> <p><b>2 意見の受付状況について</b></p> <p>(1) 意見を提出した人数 2人</p> <p>(2) 寄せられた意見の件数 3件</p> <p><b>3 寄せられた意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事柄、仕事で日常的に車を運転するので、燃料価格の高騰が経営を圧迫している。足立区には、私たちのような零細事業者を支援する施策を実施していただきたい。</li> <li>・ 訪日観光客の入国が再開され、全国旅行支援が開始されるなど国内でも観光業界の盛り上がりが見込まれています。足立区では、コロナ禍で花火大会などの大きな観光イベントの中止が続いており非常に残念な思いをしているので、区内経済を盛り上げるために再び積極的な観光施策を行ってください。</li> <li>・ 海外販路の支援では、アジア市場をターゲットにして香港でテストマーケティングを実施したとありましたが、海外に販路を開拓するには、語学力や輸出の手続きなども必要で、区内の中小企業にとってはハードルが高いように思います。区ではどのようにサポートしているのでしょうか。</li> </ul>

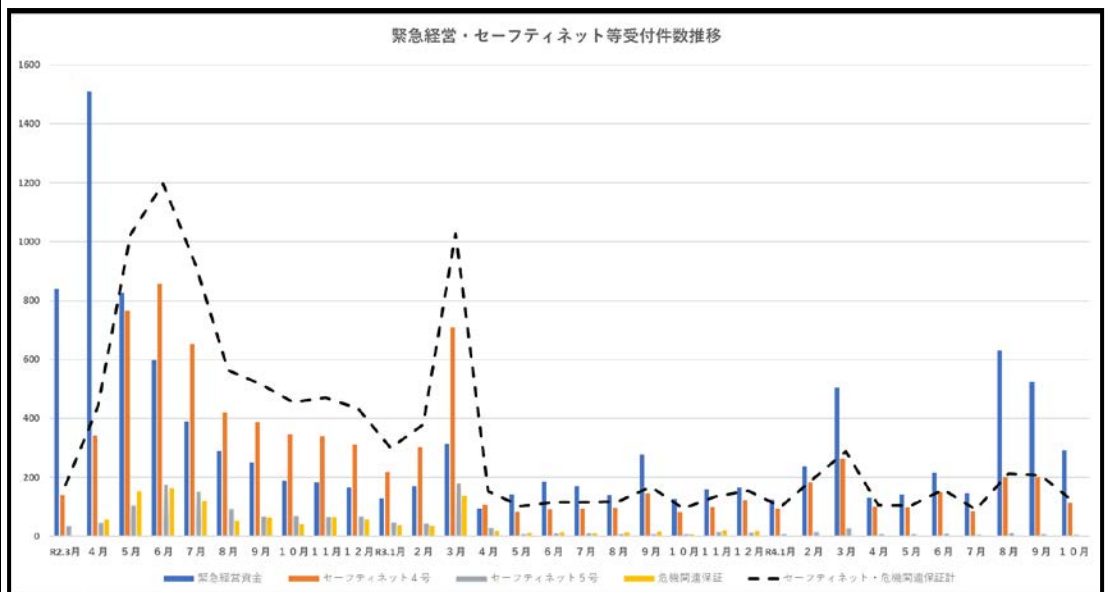
<b>4 今後の予定</b>	
令和4年11月	パブリックコメントに寄せられた意見に対する区 の考え方を公表
令和4年11月	第3回経済活性化会議開催 (パブリックコメントの結果を反映させた計画答 申案について審議)
令和4年12月	パブリックコメント実施結果及び寄せられた意見 に対する区の考え方について委員会で報告
令和4年12月	計画の答申
令和5年1月	計画の完成について委員会で報告
問 題 点 今後の方針	パブリックコメントや経済活性化会議で寄せられた意見を反映させ、地域 経済活性化基本計画の答申案を取りまとめる。

# 産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	<b>緊急経営資金（新型コロナウイルス対策資金）の受付状況について</b>				
所管部課	産業経済部 企業経営支援課				
内 容	新型コロナウイルス感染拡大による緊急経営資金の受付件数等、融資実行状況の令和4年10月末までの実績について、以下のとおり報告する。				
	<b>1 緊急経営資金等受付件数</b>				
	<b>月</b>	<b>緊急経営資金</b>	<b>セーフティ ネット4号</b>	<b>セーフティ ネット5号</b>	<b>危機関連 保証</b>
	R2.3月	839件	140件	33件	1件
	4月	1,510件	341件	44件	56件
	5月	827件	767件	106件	151件
	6月	598件	858件	177件	163件
	7月	391件	651件	151件	121件
	8月	290件	419件	92件	53件
	9月	251件	388件	66件	63件
	10月	188件	345件	69件	42件
	11月	182件	340件	65件	65件
	12月	166件	311件	66件	57件
	R3.1月	129件	217件	46件	37件
	2月	169件	303件	42件	35件
	3月	312件	709件	181件	139件
	4月	94件	107件	27件	19件
	5月	143件	84件	7件	12件
	6月	184件	91件	11件	14件
	7月	169件	94件	10件	11件
	8月	141件	96件	7件	14件
	9月	277件	146件	6件	17件
	10月	126件	82件	7件	6件
	11月	160件	100件	15件	20件
	12月	166件	123件	13件	18件
	R4.1月	125件	93件	7件	0件
	2月	237件	182件	14件	0件
	3月	505件	264件	25件	0件
4月	130件	101件	6件	0件	
5月	143件	97件	7件	0件	
6月	216件	150件	8件	0件	
7月	146件	86件	5件	0件	
8月	630件	201件	11件	0件	
9月	524件	200件	7件	0件	
<b>10月</b>	<b>292件</b>	<b>113件</b>	<b>4件</b>	<b>0件</b>	
計	10,260件	8,199件	1,335件	1,114件	
※ 令和4年8月1日から1000万円から2000万円への融資上限額の引き上げを実施。					



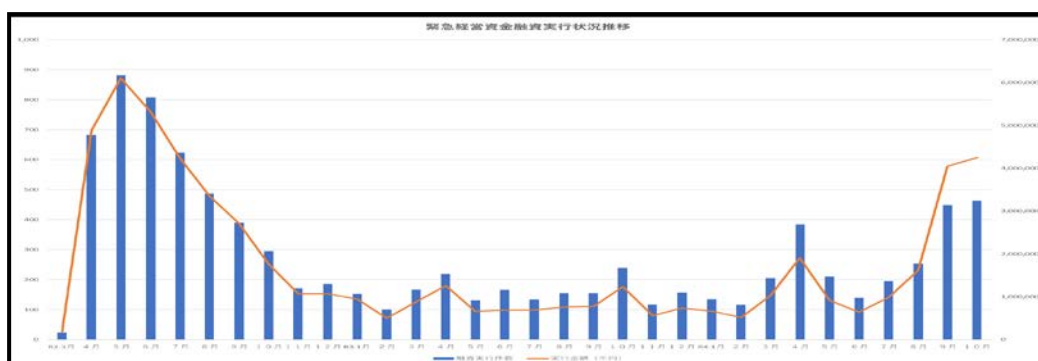


新型コロナウイルスに係るセーフティネット等の各申請期限は、セーフティネット4号及び5号が令和4年9月30日から12月31日まで延長された。また、危機関連保証の申請は令和3年12月31日をもって終了した。

- ※ セーフティネット保証とは  
 様々な突発的事由によって経営が困難（売上高等が減少）となった中小企業者を対象に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行うもの。市区町村が認定する。
- ・ 4号 自然災害等の突発的災害を対象として全都道府県を指定。原則として最近1か月間及び最近3か月間の売上高等が前年同月と比べて20%以上減少している場合、保証協会が債務の100%を保証する。
  - ・ 5号 全国的に業績が悪化している業種を指定。原則として最近1か月間及び最近3か月間の売上高等が前年同月と比べて5%以上減少している場合、保証協会が債務の80%を保証する。
  - ・ 危機関連保証 大規模な経済危機、災害等により中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じており、実際に売上高等の減少がみられる中小企業者を支援するための措置。原則として最近1か月間及び最近3か月間の売上高等が前年同月と比べて15%以上減少している場合、保証協会が債務の100%を保証する。セーフティネット保証との併用が可能。

## 2 融資実行件数等

月	融資実行件数	実行金額	信用保証料補助額
R2. 3月	24件	185,500千円	4,835千円
4月	683件	4,877,200千円	130,009千円
5月	882件	6,100,600千円	157,752千円
6月	808件	5,315,880千円	141,867千円
7月	624件	4,239,700千円	116,416千円
8月	487件	3,348,400千円	85,783千円
9月	390件	2,710,400千円	71,013千円
10月	295件	1,772,500千円	44,110千円
11月	171件	1,069,110千円	27,601千円
12月	186件	1,073,300千円	29,108千円
R3. 1月	153件	947,200千円	22,151千円
2月	101件	498,000千円	11,925千円
3月	167件	879,500千円	22,305千円
4月	219件	1,262,770千円	33,100千円
5月	131件	661,400千円	17,222千円
6月	166件	691,250千円	16,586千円
7月	134件	689,240千円	17,035千円
8月	155件	759,800千円	17,075千円
9月	155件	773,800千円	17,338千円
10月	239件	1,235,400千円	29,192千円
11月	117件	558,100千円	12,826千円
12月	157件	735,600千円	17,901千円
R4. 1月	135件	669,320千円	16,413千円
2月	116件	518,840千円	12,727千円
3月	205件	1,027,400千円	21,969千円
4月	384件	1,910,700千円	43,961千円
5月	210件	916,150千円	19,084千円
6月	140件	646,190千円	13,489千円
7月	195件	985,380千円	18,818千円
8月	254件	1,619,700千円	42,457千円
9月	449件	4,046,530千円	102,010千円
10月	463件	4,246,800千円	102,909千円
計	8,995件	56,971,660千円	1,436,987千円



問題点  
今後の方針

緊急経営資金については令和4年度末まで期間を延長している。引き続き、新型コロナウイルス感染や物価高等の状況を注視し、経済状況等の好転が見込めない場合は令和5年度の延長実施も視野に入れ検討していく。

産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	エネルギー価格高騰に伴う支援金の創設について														
所管部課	産業経済部 産業振興課														
内容	<p>長引くエネルギー価格高騰の直撃を受け価格転嫁の困難な区内の運輸事業者に対し、経費負担軽減策として「足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金」の交付を実施する。</p> <p><b>1 事業者規模</b>          中小企業基本法上の中小企業          ※ 運輸業は「資本金3億円以下の会社又は従業員数300人以下の会社及び個人」</p> <p><b>2 業種</b>          運輸業（道路旅客運送業・道路貨物運送業）          ※ 対象は事業用車両に限る（みどり・黒ナンバー）</p> <p><b>3 交付対象事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック運送事業者</li> <li>・軽貨物運送事業者</li> <li>・タクシー事業者、介護タクシー事業者</li> <li>・貸切バス事業者、乗合バス事業者</li> </ul> <p><b>4 交付額</b>          事業用車両1台につき以下の支援金を交付</p> <table border="1" data-bbox="454 1243 1396 1859"> <thead> <tr> <th>交付対象事業者</th> <th>対象車両</th> <th>支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者等</td> <td>貨物車</td> <td>23千円/1台</td> </tr> <tr> <td>【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者等</td> <td>軽貨物車</td> <td rowspan="2">8千円/1台</td> </tr> <tr> <td>【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者等 ※ 国のLPガス補助対象車両は対象外</td> <td>乗用車</td> </tr> <tr> <td>【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者等</td> <td>バス</td> <td>35千円/1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支援金額は都に準ずるが、タクシー事業者・介護タクシー事業者及び貸切バス事業者については区独自で追加する</p>	交付対象事業者	対象車両	支援金	【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者等	貨物車	23千円/1台	【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者等	軽貨物車	8千円/1台	【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者等 ※ 国のLPガス補助対象車両は対象外	乗用車	【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者等	バス	35千円/1台
交付対象事業者	対象車両	支援金													
【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者等	貨物車	23千円/1台													
【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者等	軽貨物車	8千円/1台													
【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者等 ※ 国のLPガス補助対象車両は対象外	乗用車														
【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者等	バス	35千円/1台													

**5 補正予算額（6号補正）**

補正予算額 267,477千円×80%（申請率）＝**213,982千円**

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定

**【算定根拠】**

対象車両	台数	支援額	小計
貨物（トラック）	6,894	23千円	158,562千円
軽貨物（軽トラ）	2,984	8千円	23,872千円
乗用（タクシー）	6,006	8千円	48,048千円
乗合（バス）	1,057	35千円	36,995千円

合計 **267,477千円**

※ 車両台数は関東運輸局「市町村別車両数統計（G表）」（令和4年4月12日付）から算出（軽貨物除く）

※ 軽貨物は課税課事業用車両登録数（令和4年9月1日現在）から算出

**6 スケジュール（案）**

日程	内容
令和4年 10月末～	各運輸業団体への説明
11月中	各団体加盟の運輸事業者へ周知
12月1日	募集開始 公社ニュース「トキメキ」12月号、 区HP等で周知
令和5年 3月1日	申請受付終了

問題点  
今後の方針

支援金要綱等を策定し、年内に申請受付を開始する。

# 産業環境委員会報告資料

令和4年11月10日

件名	「光の祭典2022」の実施内容について
所管部課	産業経済部産業振興課、一般財団法人足立区観光交流協会
内容	<p>「光の祭典2022」について、以下のとおり実施内容を報告する。</p> <p><b>1 実施目的</b> 足立区のイメージアップを図るとともに、区内外から集客し、地域の賑わい創出に寄与する。</p> <p><b>2 主催</b> 一般財団法人足立区観光交流協会・足立区</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 会場 ア 元湊江公園（足立区保木間二丁目17番1号） イ 竹ノ塚駅前 ウ 竹の塚けやき大通りの街路樹（約1.2km）</p> <p>(2) 期間及び点灯時間 ア 期間 令和4年12月3日（土）～12月25日（日） ※ 竹ノ塚駅前及び竹の塚けやき大通りは令和5年1月9日（月・祝）まで イ 点灯時間 午後5時から午後9時まで ※ 竹ノ塚駅前及び竹の塚けやき大通りは午後10時まで</p> <p>(3) 委託事業者 株式会社泰正（所在地 中央区京橋3-7-1）</p> <p><b>4 今年度の特色</b></p> <p>(1) 新規実施（実施イメージは別紙1参照） ア 竹ノ塚駅東口にスノーフォールトンネル イ 元湊江公園に色が変わるバルーンLED ウ 無料アトラクション「キラキラトレイン」（光の列車）</p> <p>(2) 竹ノ塚駅前からの街路樹は、両側の街路樹を人気のシャンパンゴールドで電飾する。</p> <p>(3) 8本ツリーとビームライトによる音と光の演出を行う。</p>

	<p><b>5 その他</b></p> <p>環境への配慮として、イルミネーションは全ての電飾にLEDを使用する。また、グリーン電力を購入する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元湊江公園は3年ぶりの開催であるため、警察、消防、地元町会・自治会、地元商店街及び関係団体等に丁寧に説明していく。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の状況及び国や都の動向を踏まえた感染防止対策を実施し、来場者が安心して楽しめる会場づくりをしていく。</li> <li>・ 「祝<sup>㊿</sup>キャッシュレス還元祭 de 90周年事業」を「光の祭典」リーフレットに記載し、竹の塚地域での利用を促進していく。</li> </ul>



「光の祭典2022」新規オブジェ（イメージ）

